

【改定内容】※変更箇所抜粋

改定箇所		改定前	改定後
《ほくぎんダイレクトA》 ご利用規定集	(旧) 第 29 条（緊急利用停止）	<p>(1) ご利用の端末より契約者は緊急利用停止を行うことができます。</p> <p>(2) 緊急利用停止は当行に所定の書面を提出することで解除できます。解除により生じた損害について当行は責任を負いません。</p>	<p>(1) サービスの内容</p> <p>家族口座照会サービスは、当行に預金口座を保有するお客さま（以下「被照会者」といいます）が、指定したご家族等（以下「照会者」といいます）に、被照会者が保有する普通・貯蓄預金口座の口座情報（残高・入出金明細）の照会を可能とするサービスです。なお、照会可能な入出金明細の期間は当行所定の期間となります。また、被照会者の口座情報は、リアルタイムではなく当行所定の時刻で更新を行います。</p> <p>(2) 利用方法</p> <p>被照会者が、本サービスまたは店頭で、口座情報の照会を許可する照会者の情報と、照会対象とする被照会者の口座情報を登録することで利用できます。</p> <p>(3) サービスの終了</p> <p>1) 被照会者は、本サービスまたは店頭で、家族口座照会サービスを終了できます。</p> <p>2) 照会者による家族口座照会サービスの終了はできません。</p> <p>(4) 免責事項</p> <p>被照会者が誤った照会者の登録を実施した等の事由や、家族口座照会サービスの利用による照会者・被照会者間で発生したトラブル等によりお客さまに損害が生じて、当行は責任を負いません。</p>
	(新) 第 29 条（家族口座照会サービス）		
	(旧) 第 30 条（サービスの追加）	<p>今後、本サービスで追加される新サービスについては、新たな申し込みなしにご利用できるものとします。</p>	<p>(1) ご利用の端末より契約者は緊急利用停止を行うことができます。</p> <p>(2) 緊急利用停止は当行に所定の書面を提出することで解除できます。解除により生じた損害について当行は責任を負いません。</p>
	(新) 第 30 条（緊急利用停止）		

	第 31 条 (サービスの追加)	(新設)	今後、本サービスで追加される新サービスについては、新たな申し込みなしにご利用できるものとします。
北陸銀行ポータルアプリ ご利用規定	第 1 条 (サービスの内容)	<p>3. 本サービスでは以下のサービスを利用することができます。(今後追加される可能性があります)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 資金移動 (振込・振替)、税金・各種料金払込サービス 2) 取引照会サービス 3) ワンタイムパスワードサービス 4) ほくぎんダイレクト A への自動ログインサービス 5) 位置情報を利用した情報配信サービス 6) 北陸銀行の各種 Web サイトへのリンク 7) 北陸銀行の普通預金口座開設申込 8) カードローンサービス 9) 住所変更・名義変更・電話番号変更申込サービス 10) キャッシュカード利用停止・再開サービス 11) ほくぎんデビット・北陸カード (クレジット) 申込サービス 12) 投資信託口座・N I S A 口座申込サービス 13) 喪失・発見・再発行申込サービス 14) 口座解約サービス 15) 限度額変更サービス 16) ロック解除サービス 17) スマホ ATM サービス 	<p>3. 本サービスでは以下のサービスを利用することができます。(今後追加される可能性があります)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 資金移動 (振込・振替)、税金・各種料金払込サービス 2) 取引照会サービス 3) ワンタイムパスワードサービス 4) ほくぎんダイレクト A への自動ログインサービス 5) 位置情報を利用した情報配信サービス 6) 北陸銀行の各種 Web サイトへのリンク 7) 北陸銀行の普通預金口座開設申込 8) カードローンサービス 9) 住所変更・名義変更・電話番号変更申込サービス 10) キャッシュカード利用停止・再開サービス 11) ほくぎんデビット・北陸カード (クレジット) 申込サービス 12) 投資信託口座・N I S A 口座申込サービス 13) 喪失・発見・再発行申込サービス 14) 口座解約サービス 15) 限度額変更サービス 16) ロック解除サービス 17) スマホ ATM サービス 18) 家族口座照会サービス
	第 34 条 (家族口座照会サービス)	(新設)	《ほくぎんダイレクト A》ご利用規定第 29 条「家族口座照会サービス」に規定する内容を適用します。